

# 「香川県プラスチックリサイクル等促進事業補助金」 の補助事業者を募集します

県内におけるプラスチック使用製品廃棄物の排出抑制や再資源化等を促進するため、県内事業者が実施する先導的なプラスチック使用製品廃棄物のリサイクル事業等に対し設備投資費用の一部を補助する「香川県プラスチックリサイクル等促進事業補助金」の補助事業者を募集します。

## 1. 目的

県内におけるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制並びに回収及び再資源化等を促進することにより、本県のプラスチック使用製品廃棄物の再資源化量の増加又は最終処分量の減少を図ることを目的としています。

## 2. 補助対象者

- (1) 県内に本店又は主たる事務所を有する事業者（事業者で構成される団体及び組合<sup>※1</sup>、その他の法人<sup>※2</sup>を含む。）
- (2) 県内に住所を有する個人事業者

※1 複数の事業者により事業を実施する場合は、その中の事業者の代表者、もしくはこれらの事業者で構成される団体及び組合を申請者として申請してください。

※2 その他の法人とは、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人、農業法人、NPO法人等が対象となります。

## 3. 補助事業等

補助事業	以下の要件をすべて満たすもの (1) 県内で実施する事業であること。 (2) プラスチック使用製品廃棄物の排出、収集・運搬、処分等の処理過程において、排出抑制、再商品化、再資源化等を行う事業 <sup>※1</sup> であること。 (3) 県内のプラスチック使用製品廃棄物の再資源化量の増加 <sup>※2</sup> 又は最終処分量の減少 <sup>※3</sup> につながること。
補助対象経費	(1) 設備等費 ・建物、建物付属設備、什器備品、機械装置、試験材料等の購入にかかる経費 ・その他知事が必要と認める経費
	(2) 設置管理費 ・上記(1)の設備機器等の設計、設置、管理等にかかる経費 ・その他知事が必要と認める経費
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助上限額	100万円
採択数等	300万円の予算枠を設け、公募により採択する予定です(3者程度)。
補助対象期間	交付決定日から令和7年2月28日(金)まで

※1 補助事業については、プラスチック使用製品廃棄物の処理過程において、製造事業者等が行う排出抑制につながる取組みや、廃棄物処理業者等が行う再商品化、再資源化等のリサイクル事業を主な対象とします。

※2 再資源化量の増加については、リサイクル技術の高度化等により、固形燃料化(サーマルリサイクル)から再生資源として再資源化を行うリサイクル方法(マテリアルリサイクルやケミカルリサイクル等)への変更等を含む。

※3 最終処分量の減少については、より高度な分別収集等を行うことにより、プラスチック使用製品廃棄物の排出自体を抑制する場合を含む。

## 4. 応募方法・期間等

### ○ 交付申請書の提出等

申請受付期間	令和6年4月15日(月) から5月31日(金) まで ※受付時間は、土日祝日を除く県の開庁日の8時30分から17時15分まで
提出方法	下記の申請先宛に交付申請書類一式を郵送又は持参にてご提出ください。

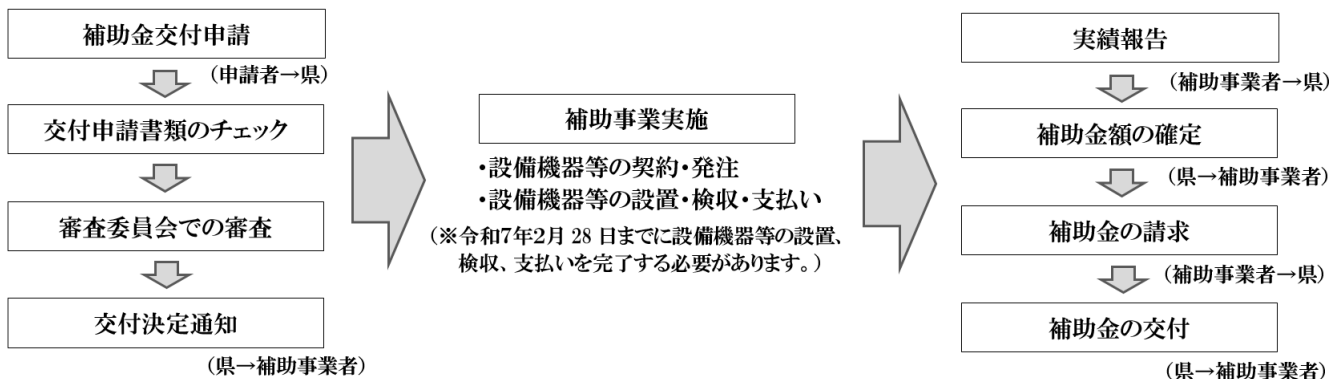
### ○ 交付決定の方法等

- ・ 受付期間後、審査委員会での書面審査により補助事業者を交付決定(採択)します。
- ・ 補助事業者には文書にて交付決定の通知を行います。
- ・ 採択となった補助事業者名、補助事業の内容等は香川県ホームページで公表します。

## 5. その他の留意事項

- ① 国やその他の機関から補助金等を受ける事業は、補助対象事業から除きます。
- ② 事業者1者につき、1件の交付申請に限ります。
- ③ 消費税及び地方消費税は交付対象となりません。
- ④ 補助事業の内容変更については、知事の承認が必要な場合があります。
- ⑤ 採択された事業者等には、必要に応じて進捗状況を報告していただくとともに、現地訪問のうえ進捗状況を確認させていただくことがあります。
- ⑥ 補助事業に要した経費については、証拠書類(見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等)、現物等による執行の確認を行いますので、証拠書類及び補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備したうえで、事業完了後5年間保管していただきます。
- ⑦ 補助金は精算払とします。
- ⑧ 補助事業により設置した設備等については、一定期間はその処分が制限されます。
- ⑨ その他「香川県補助金等交付規則」、「香川県プラスチックリサイクル等促進事業補助金交付要綱」等の規定に従って事業を実施していただきます。
- ⑩ その他留意事項については、「香川県プラスチックリサイクル等促進事業補助金公募要領」をご覧ください。

## 6. 事務手続の流れ



## 7. 問い合わせ・申請先等

### ○ 問い合わせ・申請先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号  
香川県環境森林部循環型社会推進課 資源循環推進グループ  
TEL: 087-832-3228 FAX: 087-831-1273 E-mail: junkan@pref.kagawa.lg.jp

### ○ 関係書類

交付要綱等の関係書類は、以下の香川県ホームページからダウンロードできます。  
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/plastic/index.html>